

とき
11/7
(火)

第26回「いわき市民訴訟」 集会&市民アピールのデモ行進と 裁判傍聴

ところ「**六丁目広場**」(イトーヨーカドー東隣り広場)で決起集会開催

◆ 駐車場は、近隣の駐車場または飯野八幡宮会館(会場まで送迎します。1150までお集まりください) ◆ ◎昼食は各自済ませてご参加ください。◎救護車の配置をいたします。

弁護士が東電に反論の口頭陳述を行います

- 12:00 「飯野八幡宮会館」マイクロバス出発
- 12:15 「**六丁目広場**」で決起集会開催
 - ・弁護団・原告団・支援者あいさつ
- 12:40 デモ行進出発 (デモ行進30分)
- 13:10 才植小路の7-11までデモ行進
(裁判所へ移動)
- 13:25 傍聴席の抽選に並ぶ
- 13:30 抽選開始
傍聴者送り出し
- 14:00 ★裁判開始★
(入廷者以外は飯野八幡宮会館に移動)
- 14:00 「飯野八幡宮会館」で説明会行う
・弁護士が裁判の内容を解説します
- 14:50 裁判終了
- 15:00 **引き続き「南相馬第10回裁判」支援行動**
- 15:45 南相馬裁判終了
- 16:00 「飯野八幡宮会館」で報告集会・解散

<決起集会場所>



デモ・コース

広場・出発 ⇒ JRいわき駅前の通りを西に向かって行進 ⇒「セブンイレブン才植小路店」前で終了・解散 ⇒ 裁判所へ移動

10月までに前橋地裁、千葉地裁、福島地裁で判決が出ました。その結果は、①政府と東電は津波を予見できたことを3地裁とも認め、②国の法的責任を前橋と福島は認めたが千葉地裁は(たとえ対策を取ったとしても防げなかった可能性があったなど不思議な理由で)認めず、③損害賠償では3地裁とも国が決めた損害額と範囲を超えたが、被害の実態を無視したものでした。

私たちの裁判では、必ず国と東電の法的責任を認めさせ、被害の実態に見合った損害を命ずる判決を勝ち取りましょう。皆さん、裁判所を取り囲みましょう。

原告団長・伊東達也

★傍聴を強く要望される方は、事前に連絡をください。事務局で調整をします。
原告団事務局長・菅原隆 090-1067-0175

次回の裁判予定

第27回いわき市民訴訟裁判
2018年1月30日 14:00～